

本書は、自動車整備事業者及び自動車整備に関連する労働者が遵守しなければならない労働安全衛生法を主体に、関連する規則等をまとめたものです。従って、自動車整備業界とは関係のない内容については省略しているのをご注意ください。

自動車整備を行う事業者及び労働者は道路運送車両法はもとより、労働者自身の安全・健康を守るために労働安全衛生法を遵守しなければなりません。本書により改めて労働災害の防止対策を推進し、健康で快適な職場環境を形成していただければと思います。

## ■ 目次

法令の略称について…………… 2

### 第Ⅰ部 自動車整備事業と労働安全衛生法

第1章 総則……………	4
第2章 労働災害防止計画……………	6
第3章 安全衛生管理体制……………	7
第4章 労働者の危険又は健康障害を 防止するための措置……………	28
第5章 機械等並びに危険物及び 有害物に関する規制……………	37
第6章 労働者の就業に当たっての措置 ……………	47
第7章 健康の保持増進のための措置……………	62
第7章の2 快適な職場環境の形成 のための措置……………	74
第8章 免許等……………	75
第9章 事業場の安全又は衛生に 関する改善措置等……………	75
第10章 監督等……………	77
第11章 雑則……………	80
第12章 罰則……………	82

### 第Ⅱ部 アーク溶接と特定化学物質障害予防規則

第1章 総則……………	84
第2章 製造等に係る措置……………	86
第3章 用後処理……………	89
第4章 漏えいの防止……………	90
第5章 管理……………	90
第5章の2 特殊な作業等の管理……………	93
第6章 健康診断……………	103
第7章 保護具……………	104

第8章 製造許可等……………	104
第9章 特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習……………	105
他 安衛法抜粋……………	105

### 第Ⅲ部 自動車塗装と有機溶剤中毒予防規則

第1章 総則……………	112
第2章 設備……………	116
第3章 換気装置の性能等……………	118
第4章 管理……………	122
第5章 測定……………	126
第6章 健康診断……………	127
第7章 保護具……………	130
第8章 有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理 ……………	131
第9章 有機溶剤作業主任者技能講習……………	132
他 安衛法抜粋……………	132

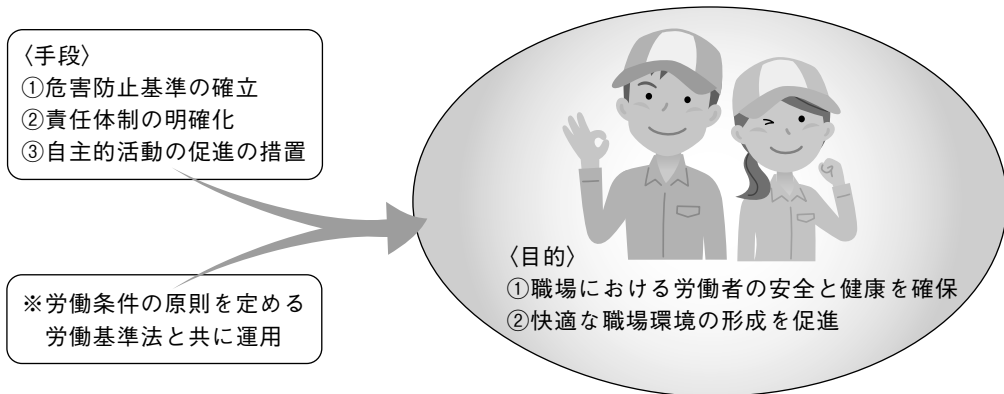
### 第Ⅳ部 自動車整備とガス溶接

1 ガス溶接作業主任者の選任……………	136
2 安全衛生の水準の向上のための教育 (水準向上教育)……………	139
3 ガス溶接技能講習……………	139
4 ガス溶接作業主任者の能力向上教育……………	141

1. 労働安全衛生法（以下、安衛法）の第1章では、本法の目的、用語の定義及び事業者の責務はもとより、労働者についても法令遵守や事業者への協力義務が課せられていることを規定している。なお、次の点がポイントとなる。
  - ①労働災害と密接な関係にある労働条件を規定している労働基準法（以下、労基法）と共に運用されている。
  - ②事業者とは？労働者とは？一般的な認識とは多少異なる定義付けがされている。
  - ③労働災害防止のために事業者が負わなければならない責務があり、同様に労働者にも義務が生じる。
2. 安全衛生とは、就業環境における安全・健康・豊かさを守ることを目的とする分野であり、安全性を改良し就労環境を健全にすることである。

### 1 目的

1. この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立（手段①）、責任体制の明確化（手段②）及び自主的活動の促進の措置（手段③）を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保（目的①）するとともに、快適な職場環境の形成を促進（目的②）することを目的とする。〔安衛法1条〕

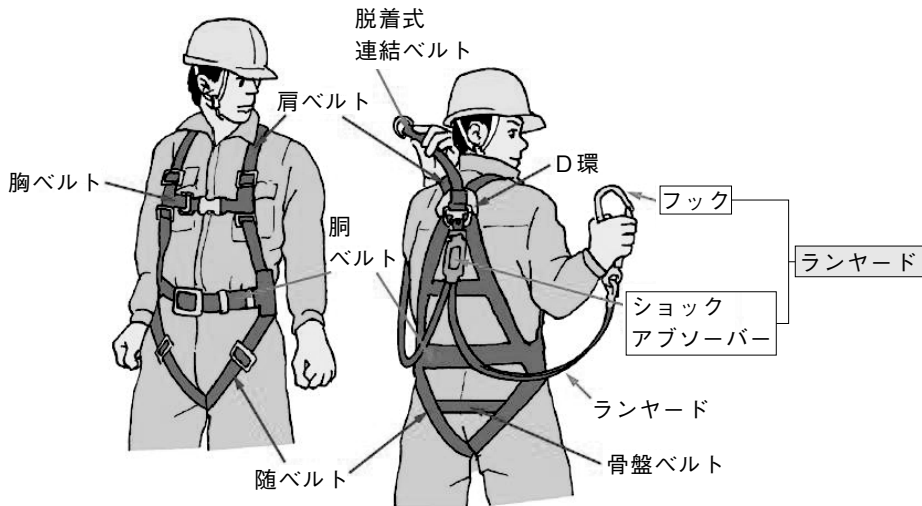


【安衛法の目的とその手段】 A.001

### 2 定義

1. この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。〔安衛法2条〕

用語	定義
労働災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 労働者が業務に起因して負傷し、疾病にかかり又は死亡することをいう。 〔安衛法2条1号〕</li> </ul>
労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。〔労基法9条〕</li> <li>▪ ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。〔安衛法2条2号〕</li> </ul>



【フルハーネス型の落下静止用器具の構成】

## 2 新任の職長等労働者を直接指導又は監督する者への教育（職長教育）

1. 自動車整備業及び機械修理業の事業者は、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）に対し、次の事項について、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。[安衛法 60 条、施行令 19 条]

- ① 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- ② 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- ③ 本書第 4 章「5 事業者の行うべき調査等（リスクアセスメント）」によるの危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。[安衛則 40 条 1 項 1 号]
- ④ 異常時等における措置に関すること。[安衛則 40 条 1 項 2 号]
- ⑤ 現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること。[安衛則 40 条 1 項 3 号]

▷安全衛生教育は、労働者がその業務に従事する場合の労働災害の防止をはかるため、事業者の責任において実施されなければならないものである。従って、安全衛生教育については所定労働時間内に行なうのを原則とする。また、安全衛生教育の実施に要する時間は労働時間と解されるので、当該教育が法定時間外に行なわれた場合には、当然割増賃金が支払われなければならないものである。[S47 基発 602 I 12 (2)]

▷職長教育を企業外で行なう場合の講習会費、講習旅費等についても、この法律に基づいて行なうものについては、事業者が負担すべきものである。[S47 基発 602 I-12 (2)]

### 《職長教育》

①安全又は衛生のための教育は、次表の事項について、次表に掲げる時間以上行わなければならないものとする。[安衛則 40 条 2 項]

事項	時間
① 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること 1. 作業手順の定め方 2. 労働者の適正な配置の方法	2 時間

1. 特定化学物質障害予防規則（以下、特化則）の第1章では、化学物質による安全衛生に関する措置等の努力義務は、事業者が行うことであると規定している。

**1 事業者の責務**

1. 事業者は、化学物質による労働者のがん、皮膚炎、神経障害その他の健康障害を予防する<sup>（目的）</sup>ため、使用する物質の毒性の確認（手段①）、代替物の使用（手段②）、作業方法の確立（手段③）、関係施設の改善（手段④）、作業環境の整備（手段⑤）、健康管理の徹底（手段⑥）その他必要な措置を講じ、もって、労働者の危険の防止の趣旨に反しない限りで、化学物質にばく露される労働者の人数並びに労働者がばく露される期間及び程度を最小限度にする（義務）よう努めなければならぬ。<sup>〔特化則1条〕</sup>

▷ 「ばく露」問題となる因子にさらけだすこと。むきだしにすること。

★編注

①アーク溶接時に発生する「溶接ヒューム」のばく露による神経機能障害が多数報告され、その作用関係が明らかとなった。

②そこで、令和3年4月1日施行で「溶接ヒューム」が特定化学物質（第2類物質）に追加され、次のことが義務付けられた。

1. 特定化学物質作業主任者の選任
2. 空気中の溶接ヒュームの濃度測定（令和4年3月31日まで猶予期間）
3. 空気中の溶接ヒュームの濃度測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の着用（令和4年3月31日まで猶予期間）
4. 呼吸用保護具のフィットテストの定期実施（令和5年3月31日まで猶予期間）
5. 健康診断の実施（受診）義務



事業者の責務	責務が生じる年月日	
	R4.4.1	R5.4.1
溶接ヒュームの濃度測定	●	→
有効な呼吸用保護具の着用	●	→
呼吸用保護具のフィットテストの定期実施		● →

③なお、塩基性酸化マンガンについても溶接ヒュームに含まれることから、従来から特定化学物質に規定されていたマンガン及びその化合物に含まれることとなった。具体的には、次表のとおり。